

【事案 28-28】 契約解除無効請求

・平成 28 年 9 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

変形性股関節症に伴う入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたことに対し、十分な告知をしていたことを理由に、契約解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 3 月に契約した医療保険について、変形性股関節症に伴う入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、契約解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1)告知書には、当時知り得る限りの情報を素直に記入しており、変形性股関節症という病名は医師から一度も言われたことはなく、告知義務違反はない。
- (2)股関節脱臼骨折について、告知書の「完治」に丸をつけたのは、「症状固定」という選択肢がなかったため、募集人のアドバイスを受けたことによる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成 23 年 5 月に変形性股関節症と診断され、病名告知を受けていることが、診断書により証明されている。なお、上記疾病は、股関節脱臼骨折とは別の医療機関で受診しており、上記疾病についても別に告知することは十分可能であった。
- (2)告知書作成の際、募集人は、申立人から、股関節脱臼骨折について「症状固定」とは聞いておらず、「完治」に該当するとの指示もしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の病状および募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど告知書作成時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、変形性股関節症は責任開始期前の股関節脱臼骨折を原因とするものであり、給付金の支払いを認めることはできないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)告知書には、経過観察のため定期的に通院していること、投薬を受けていることなどの記載があり、これらは、申立人が募集人に相談した結果の記載であることが認められる。
- (2)募集人は、通院や投薬については申立人から聞いており、これらについて告知していれば、査定担当部門で認識してもらえと思ったと述べている。